拓く会通信

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず
税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

時代を拓く税理士の会　No. 41号
発行日　令和元年9月15日
発行者　会　　長　大石　雅也
編集者　広報部長　近藤　正邦
事務局　03-6380-6644　F) 03-6380-6665
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-8-5
竹嶋マンション301
(Web)　http:/hirakukai.jimdo.com/

時代を拓く税理士の会　推薦日本税理士会連合会・東京税理士会役員

新たな時代を切り拓く会務が始動！

時代を拓く税理士の会会長
大 石 雅 也（葛飾）

日本税理士会連合会ならびに東京税理士会は、定期総会を経て新たな体制で会務を始動した。いずれもその会長は、時代を拓く税理士の会（以下、「拓く会」）の会員である。

時代を拓く税理士の会は令和元年９月28日、東京税理士会館において拓く会の節目となる第15回定期総会を開催いたします。これも会員の皆様方のお陰様で、日頃より当会の活動にご理解ご協力を賜りまして心より感謝申し上げます。

さて、日本税理士会連合会の神津信一会長が、２期４年の任期中、税理士制度の発展に寄与し事業承継税制をはじめ数々の実績を挙げて、今般３期目の信任を果たされましたことは、拓く会にとりましても大変重要な事と受け止めております。

また、東京税理士会第63回定期総会において、西村新会長の安定した会務運営実績が評価され３期目の執行部が始動しました。２万４千会員の負託に応えるべき会務運営を期待しております。

これらの成果は、拓く会会員の皆様が日頃から活動してきた証しと言っても、決して過言ではありません。

拓く会は、その設立目的である「新しい時代にふさわしい税理士業界の実現を図ること」を目指し、事業に人材育成を掲げ、その目的達成のためには各部の活動を活性化させることが重要な課題となっております。

具体的には研修会の充実、女性税理士の会務への参加、会員の増強、関連団体との更なる連携強化などです。

我々拓く会執行部は、東京税理士会執行部との意見交換協議会の充実を図り相互の発展に尽力するとともに、会員のための会務執行に努めて参りますので、引き続きご支援ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

日本税理士会連合会会長
神 津 信 一（四谷）

日税連３期目の人事が決まり、順調なスタートができました。

当面の柱は次の３点です。

1）インボイス制度を見据えた10月の消費税対応
2）中小企業施策、特に事業承継税制への対応
3）税理士法改正

税理士法改正は急速に変わる税務のICT化に伴い税理士の代理権限とは、署名押印とはを問い直し、時代の変化に適応する税理士の活躍の場を創設します。もう一つの柱は税理士試験にチャレンジする、税理士試験合格者を次世代の真ん中に据える改正です。

全国の税理士会が一丸となり、納税者に寄り添う税理士の活躍するフィールドを広げます。

東京税理士会会長
西村 新（江戸川南）

新たな役員体制で令和元年度がスタートしました。女性活躍推進制度の基に女性５名を、また、総体的に若い世代に常務理事への就任をお願いしました。

女性や若い世代の視線で会務を考えてもらい、世代交代の進む会員に向け東京会の考えを発信していきます。

今年度も前年度同様、常務理事会後に税理士法の勉強会を行い、その場の意見を制度部での議論の参考として役立てていきます。今、日税連では税理士法改正意見を募集しています。皆様には是非とも応募して頂きたい思います。

また、役員選挙の投票率向上を目指して企画戦略室内に再度選挙制度ＰＴを立上げました。意見集約して選挙制度改革の提言を行います。

時代を拓く税理士の会推薦の副会長からの一言

副会長　脇　坂　雄　一（品川）

３期目の副会長として、総務部・税務支援対策部・租税教育推進部・会則等審議委員会を担当し、効率的かつ合理的な会務運営の企画・立案等を図ってまいります。ご協力よろしくお願い致します。

副会長　瀬　上　富　雄（四谷）

副会長として会務がスタートし、西村会長を補佐するとともに、担当する研修部、調査研究部、中小企業対策部の各部長との連携を密にして事業活動を行ってまいります。ご協力の程お願いします。

副会長　鈴　木　雅　博（麹町）

２期目の副会長頑張ります。執行部の一員として西村会長、日税連神津会長を全力で支え、国民に愛され理解される税理士制度確立を目指します。拓く会会員皆様のご指導、引き続きお願いします。

副会長　加　藤　眞　司（青梅）

皆様の温かいご支援のおかげをもちまして副会長として新たにスタート致しました。３期目となる西村会長の会務運営をしっかりと支えて参る所存です。どうか宜しくお願い申し上げます。

副会長　足　達　信　一（葛飾）

２期目の副会長を務めさせて頂くことになりました。広く社会に貢献できる税理士制度の発展を目指し、東京会会員の為、日税連を支える為、執行部一丸となって会務に鋭意取り組んで参ります。

副会長　内　田　景　俊（麻布）

２期目の副会長として『記録より記憶に残る仕事』を行っていきたい。納税者や一般社会からの信頼や期待に応えられる税理士や税理士会を目指してその一助となれるよう頑張ってまいります。

広報担当副会長
富永絵里（雪谷）

副会長を初めて仰せつかり皆様の多大なるご協力の下２年が過ぎようとしております。

広報部としての活動は、拓く会の活動を広く知らしめること、また拓く会より推薦した会員を東京税理士会で当選させるべく積極的な広報を行ってまいりました。会員の皆様からの原稿ご協力を頂き少しでも充実した会報を作成するよう心がけております。臨時号の発行もあり、事業計画での会報発行回数とならなくなってしまいましたが、今年は事業計画に則った活動をしてまいりたいと思います。限られた予算ではございますが、積極的な広報活動に努めてまいりますので、会員の皆様方のさらなるご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

財務部長
平野弘道（杉並）

財務部長に就任させていただき、早くも２年が経過いたしました。財務部の業務は予算に準拠した日々の支払、会費収入を中心とした入金管理及び総会に向けての決算書の作成と予算の立案になります。

前年度は役員選挙があり、選挙向け寄付金等の案内文書の作成から選挙特別会計を実施致しました。また、前年度から会費を値上げさせていただきましたが会員の皆様のご協力により会費収入は前年度を上回る実績を残すことができました。

会員の皆様から会費をいただく団体としまして、安定した財政基盤を維持することは求められることになります。引き続き会員の先生方におかれましては会費納入につきご協力をお願いいたします。

拓く会研修会

企画研修部長
吉 野 隆 雄（神田）

令和元年度第１回研修会は税理士平川茂先生をお招きして「平成31年度税制改正の重要項目と実務的留意点」というタイトルで実施しました。

税制改正についてはあちこちの研修会ですでに実施されていますので、平川先生に過年度改正で平成31年度に影響を及ぼす改正も含めて解説をお願いしました。

また、税目についても所得課税から資産課税等と横断的に大変分かりやすく説明頂き、さすがに日本税務会計学会会長だった（故）平川忠雄先生の流れをくむ理論展開で非常に価値ある研修となりました。

日税連の神津会長も参加され、「５回分くらいの中身の濃い研修会だった」と感想を述べられていました。

70余名の参加申し込みを頂いたところ、猛暑の中、56名の参加となりました。

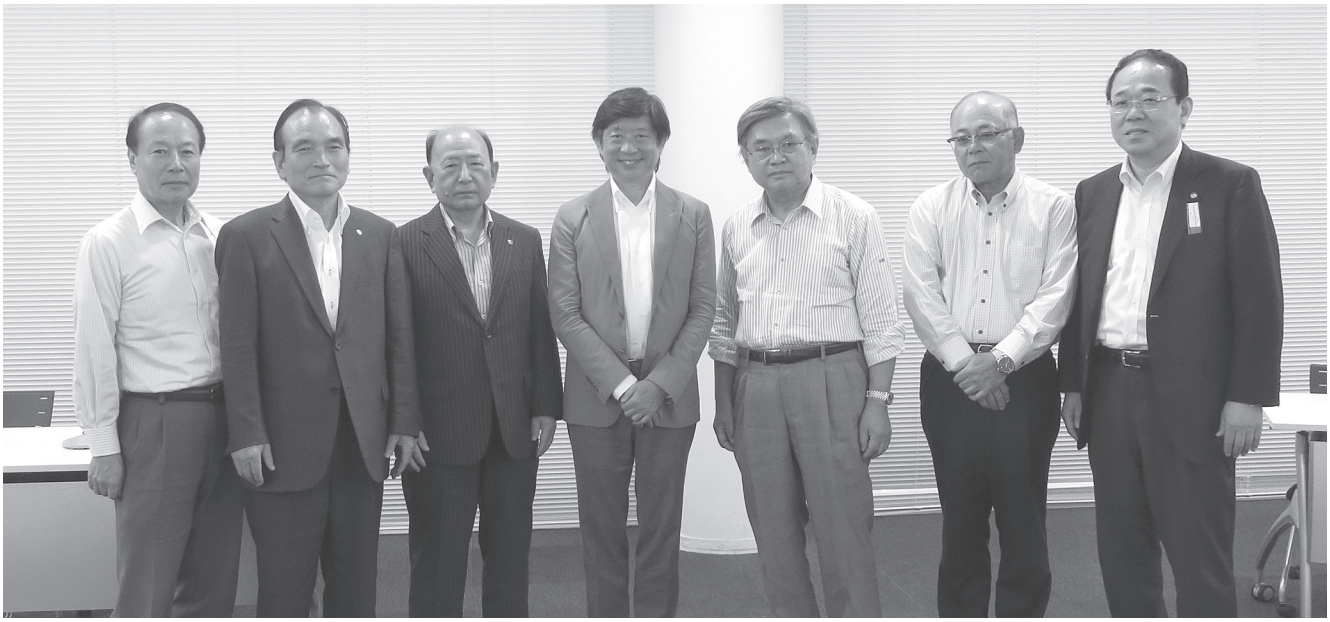

支部長理事部会長
渡邊　潔（日本橋）

支部長理事部会長に就任している日本橋支部の渡邊です。

昨年は東京会の役員改選の年ということもあり、12月の選挙に向けて、支部長、理事合同の意見交換会を６月1日に「クルーズクルーズ新宿」にて行いました。参加人数も90名を超え、相互の情報交換と共にブロック毎の意見交換も充分に果たされ、拓く会の活動認知が効果的になされた有意義な会となりました。

入会勧奨の観点からすれば、組織部を始めとし、他の部委員会との連携がこれからも不可欠であり、特に支部長には、「拓く会」幹事としての会務執行へのご協力と支部執行部の会員への入会を促していくことが重要だと考えております。

広報部長
近藤正邦（麹町）

この度、広報部長２期目となりました近藤です。「拓く会通信」は、執行部と会員を結ぶ大切な役割を果たしておりますが、発刊のタイミングにバラツキがあり、その役割を十分担えていなかったのではないかと反省しております。

また、お寄せいただいた原稿につきましても、紙面の都合、掲載できないこともあり、関係各位にご迷惑をおかけいたしました。

なお、東京税理士会役員選挙期間中においては、広報活動の制限がかかり、会員の皆様へ情報をお伝えできないこともございました。今後こうした点を踏まえ、広報部では様々な施策を考え対処したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日税連活動報告

「炭素税」の導入について

日本税理士会連合会調査研究部部長
平 井 貴 昭（京橋）

CO_2などの温室効果ガスが地球温暖化の要因となっているといわれており、温室効果ガスの排出削減については、国際的にも関心を呼び、2015年に気候変動枠組条約締約会議において「パリ協定」が採択された。この協定では、各国が削減目標を設定し、その目標を達成するために国内対策をとることが義務付けられている。

温室効果ガスの排出削減の対策として、カーボンプライシングの導入が効果的であるとの認識が高まりつつあり、わが国においても、環境省を中心にカーボンプライシングの活用について検討がなされている。カーボンプライシングとは、温室効果ガスの排出量に対して均一の価格をつけることをいい、これまで無料で排出していた温室効果ガスの費用が「見える化」されることになる。具体的には、炭素税や排出量取引制度が挙げられている。

カーボンプライシングの下では、排出削減対策に要する費用とカーボンプライシングによる負担と比較しながら、排出削減を行うことが可能である。つまり、排出削減について高い技術を持っている企業は排出削減を行い、そうでない企業は無理に非効率な削減をするのではなく、実現可能な対策から順次実行することで、社会全体の削減コストが最小限に抑えられるといわれている。

しかし、カーボンプライシングは、なるべく多くの国に一律に導入しなければ、CO_2削減効果は限定的となる可能性がある。この点、米国は「パリ協定」の離脱を表明しており、今後の動向が気になるところである。また、カーボンプライシングの導入によりエネルギーコストの負担が増大する可能性等慎重に検討すべき課題はある。以下、炭素税に絞り、その導入の課題について言及する。

わが国においても、CO_2の排出量に応じて課税する炭素税に相当する税として、「地球温暖化対策のための税」が2012年より導入され、その税収は、省エネルギー対策等に充当されている。現行では、CO_2排出量１トン当たり289円が課税され、環境省によると平均的な家庭で年1,200円程度の負担が見込まれている。しかし、諸外国の炭素税は、CO_2排出量１トン当たりフランスでは約6,000円、スイスでは約10,000円、スウェーデンでは約16,000円であり、欧州諸国と比較すると見劣りする。

そこで、わが国に欧州諸国並みの炭素税を導入する際に、検討すべき主な課題について整理してみる。一つ目は、わが国では、CO_2排出量に直接課税をするものではないが化石燃料の使用に対して課される石油石炭税等があり、炭素税を導入する場合にはこれらの税との関係をどうするかという点である。現行のわが国のエネルギーに係る税収は4.8兆円であり、これをCO_2排出量１トン当たりに換算すると4,000円の課税が行われている。しかし、揮発油税のように道路財源に充てられるなどCO_2削減に貢献していないとの批判があり、税収の使途についての検討が必要である。

二つ目は、現行の石油石炭税は上流（採取・輸入時）で、揮発油税は中流（製品の出荷時等）で、軽油取引税は下流（小売時）で課税しているが、炭素税はどの段階で課税するのかという制度設計上の課題である。要するに、適正課税が担保される仕組みを構築するとともに、徴税コストとのバランスを考慮する必要がある。

三つ目は、高率の炭素税を導入する場合には、逆進性の問題も生じる。

このように、わが国に炭素税を導入する場合には、解決すべき課題はあるものの、地球温暖化対策については国民の関心も高く、今後の動向を注視したい。

第15回 定期総会開催のご案内

日時　令和元年９月28日(土)
　第1部 研 修 会 午後1時～
　第2部 定期総会 午後3時20分～
　第3部 懇 親 会 午後5時15分～※
場所　東京税理士会館２階大会議室
　※懇親会は、会費制(5,000円)

>>日本税理士会連合会会長による特別研修会<<
●研修会テーマ●
「電子申告からマイナポータルを利用した申告へ」
（時代はクラウド･ICTと税理士･税理士ファースト社会へ）

※お誘い合わせの上ご参集ください